

平成 29 年度第 1 回浅口市総合教育会議議事録

1. 招集日時 平成 29 年 7 月 20 日 (木)
2. 場 所 寄島公民館第 2 会議室
3. 開 会 午後 4 時 00 分
4. 閉 会 午後 5 時 20 分
5. 出席者 市長 栗山康彦 教育長 中野留美
教育委員 中務美保子 教育委員 原田玲子
教育委員 藤澤弘幸 教育委員 佐藤賢次
6. 説明のために出席した者の氏名
教育次長 榎田忠 教育総務課長 難波勝敏
学校教育課長 原田英明 こども未来課長 石田康雄
文化振興課長 小山朋子 生涯学習課長 清水真
教育総務課 山崎友紀 (事務局)
7. 議事の概要
教育次長 平成 29 年第 1 回浅口市総合教育会議の開会を宣する。
次第 2 市長挨拶について
市 長 ご存じのとおり、この会議は市長部局と教育委員会部局が十分な意思の疎通を図り、子どもたちのためにどうあるべきか忌憚のないご意見をいただきたく設置した会議です。
本日の協議題は、学校現場の働き方改革の取り組みを議題としておりますが、教職員が誇りや情熱を失うことなく使命と職責を遂行するためには、先生にもゆとりがないといけない。そういったことも含めて、ご意見をいただければと思っている。本日はよろしく願います。
教育次長 次第 3 協議題について
浅口市総合教育会議運営要綱第 3 条の規定により、市長に議事進行を求める。
市 長 浅口市総合教育会議運営要綱に基づき、議事進行を行う。
協議題 1 学校現場の働き方改革の取り組みについて。
まず、市が取り組んでいる状況について事務局に説明を求める。
学校教育課長 この資料は、県が作成した働き方改革プランのうち市が取り組んでいる内容についてまとめたもの。
現在浅口市では、全小中学校において教職員が今までにも増して誇りとやりがいを持ち、生き生きと子どもたちに関わることができるように様々な取り組みをしている。「外部コン

サルタントの知見を活かした業務改善の推進」、「時間管理の徹底」として勤務実態調査及び夏季休業中の学校閉庁日の設定、「事務・業務の軽減」として学校事務共同実施、業務アシスタント（県）学級アシスタント（市）の配置・活用及び校務分掌の見直し等による業務負担の平準化、「（小）授業準備支援」として授業準備サポーターによる若手教員の授業準備支援、板書型指導案の活用及び教材データの共有による授業準備業務の軽減、「（中）部活動休養日の徹底」として部活動休養日の必要性の周知といった取り組みをしている。またモデル校（鴨方東小学校）の取り組みとして、職員アンケートによる実態把握、プロジェクトチームによる改革推進、先進地視察、できることから改革について取り組んでいる。

市長 ではまず「外部コンサルタントの知見を活かした業務改善の推進」について、ご質問等ありますか。

中務委員 外部コンサルタントが鴨方東小学校に入っているとのことだが、外部の視点というのはどういったものがあるか。

学校教育課長 外部コンサルタントの方の話を聞いて印象的だったのが、今後はライフ・ワーク・バランスを考えていかないといけないということ。これからの世の中はライフの部分、例えば子育てや介護等必要になってくる世の中になるので、今の考え方のままではいけない、意識を変えていく必要がある。作り出した時間をライフに充てれば、子どもと向き合う時間の質を高めることができるという新しい視点をいただいた。

原田委員 管理職の意識改革とあるが、どのように行っているか。

学校教育課長 学校の管理職は今まで、業務を管理していくといった意識が少なかった。時間を管理したり、負担が一部教員に偏らないように業務を振り分けたりといった意識改革を行っている。

原田委員 例えば、管理職が長時間労働をした者を評価するとか、そういった意識の人はいないと思うが、管理職に関する研修等あるのか。

学校教育課長 そういった評価は正しい見方ではないと、校長や教頭研修でも言われているし、そういった考え方がないように私からも言っている。

佐藤委員 教職員の出勤はどういった方法で管理職は把握しているのか。

学校教育課長 タイムカードのようなものがないので、個人個人で記録を付けるようにしているが、現在それもできていないので、今後

徹底していこうと考えている。そうすることで自分がいつから業務を始めて終えたか、仕事の時間のイメージを持たせたいと思っている。そもそも、教職員は原則時間外勤務が認められていない。それは自己を高める業務と本来の子どもを教えるための業務との線引きが曖昧なため時間外手当というものが無い。そういった状況のため、時間の感覚があまりなかった。ただ、今後は業務は業務の時間として、自分で振り返るためにも記録を付ける必要がある。

教 育 長 文科省の調査によると、出退勤の方法は紙の出勤簿に版を押す方法で行っているところが多く、システムによる方法を行っているところは2割しかないという。浅口市の職員が使用しているような出退勤システムが学校にはない。いずれはそういった出退勤管理ができるシステムにしなければならないと考えている。

市 長 これは費用をかければできるのではないか。一度見積を取ってみては。

教育次長 事務局としては、優先順位として一番に子どもたちの授業に直接関係するものについてお金をかけることとしている。教職員へのシステム投資は、パソコンの使用頻度、投資対効果やランニングコストを考えるとどうしても優先順位が低い。

中務委員 ただ、本当に費用対効果があるようなものが全国のどこかで導入されていれば、予算付けをしてシステムを入れた方が手書きで記録するよりはいいのでは。

市 長 ただ、数千万する可能性がある。もし数千万あるのであれば、他に入れたいシステムがあるかもしれない。

教育次長 この件に関しては、今後研究したいと思う。

市 長 市でも、出退勤システムを活用すれば時間外が一部の職員に集中しているかどうか分かる。もし偏っているようであればその課の課長に、課員の業務量の負担を公平にするように言っている。システムを導入すればそういった管理方法が可能なので、研究してみてもどうか。

教育次長 例えば今業務改善の一つとして、備品管理をシステム化することを検討している。どうやったら安くいいのができるか検討しているが、出退勤システムも安く先進的なものを研究する。その結果によってまた導入の必要性を考えていただきたい。

市 長 それでは、次に「時間管理の徹底について」ご質問等ござい

ますか。

無いようですので私から。教員の負担軽減について担当課長とも話をしている、夏休みは思いっきり休ませてやりなさいと課長に言った。ただ私は実態が分からないので、実態としてどれ位休むことができるのか調査してもらった。

浅口市は、夏季休業が7月20日～8月24日までの36日間ある。そのうち土日祝日が11日あるので、勤務日としては25日間ある。その中で夏季特別休暇6日取得を除き、仕事の都合をつけて休める日は何日あるか聞いた。結果2～3日は可能ではないかと回答をもらった。そこで、休みなさいと命令することはできないが、「夏季特別休暇以外で年次休暇を3日取得しましょう」と声掛けしてあげてはどうか。声掛けすることで休みやすい環境を作りたいと思うが、どうか。

中務委員

いい考えだと思う。連続で取る方がいいか、1日ずつで取る方がいいか個々によって違うと思うが、2、3日休んでリフレッシュしていただき2学期を迎えることが、結果子どものためにもなると思う。ただ、各校の研修等の事情があるので絶対にとれとは言えないが、声掛けすることで取りやすい環境にはなると思う。

佐藤委員

学校と個人の事情もあるので、極力年休を取りましょうと呼び掛けはできると思うし効果があると思うが、絶対にとはいえないと思う。

藤澤委員

実質勤務日数25日中夏季特と年休で8～9日休めれば、だいぶ休んでもらえるように思う。

原田委員

年次休暇が何日あるか各自違うので分からないが、全日数消化できている人は少ないと思う。消化できていないのであれば、できるだけ3日取るよう声掛けしてもいいのでは。

市長

確かに年次休暇を全て取るのは難しいという実態がある。ではどこまで言えるのか、またどういう形でどういう風にやるか。

教育次長

この件に関しては教育委員会議の議決事項ではないので、この意見調整の場である総合教育会議で合意さえできれば教育委員会議にかけなくてもいいと考える。

年休を取るか取らないかは労働者の権利なので、労働者の権利の範囲内で呼びかけることは可能だと思う。

市長

この夏休みからやるということで教育長よろしいか。言い方は「6日間の夏季特別休暇に加え、年次休暇3日取得しましょ

- う」ということで。
- 学校教育課長 それに加えて、市長や教育長、教育委員の思いを入れたうえで伝えたい。
- 市長 どういったルートで教職員へ伝えるか。
- 学校教育課長 校長を通じて行う。年休を丸一日とることは無理でも、半日でも休めるように事務のやりくりをしましょうといった内容も盛り込みたい。
- 佐藤委員 教職員の方が唐突に言われたよう思わないように、あくまでも働き方改革の一環だということも押さえて伝えてもらいたい。
- 市長 それでは、次に「事務・業務の軽減」についてご質問等ございますか。
- これも無いようでしたら私から。学校現場から、県からの仕事はかなり負担になっていると聞く。この現場の声を聞き流す訳にはいかない。実際に外部からくる文書や事務がどれくらいあるのか、まとめるように指示している。実態を調べ市長会などで県に申し立てたい。
- 市長 それでは、次に「(小) 授業準備支援」についてご質問等ございますか。
- 中務委員 授業準備サポーターによる若手教員の授業準備支援は、効率的に改善点が分かりとてもいい支援だと思う。若手教員はベテランの教員から教えてもらう機会が減っているから。
- 市長 このサポーターは県の事業で来られた人か。
- 学校教育課長 その通りです。
- 市長 県の事業は3年間で終わりということがよくある。市は、それが本当にいい事業であればそこでやめるわけにはいかない。市費を持ち出して事業を継続している。そういったことも県に申し立てたい。
- 教育長 この事業は県全体で取り組むべきことだと思うので、私からも県に申し入れたいと思う。
- 市長 それでは、次に「(中) 部活動休養日の徹底」についてご質問等ございますか。
- 中務委員 これは徹底したいと思う。子どものためにも先生のためにも、休養が必要だと思う。
- 原田委員 保護者の方の意識改革も必要だと思う。大会の成績の面で思われることがあるかもしれないが。
- 市長 私はこの件に関して教職員の負担を軽減してあげたいという

思いがあって、私の意見としては顧問以外に専門的な指導者、例えば市役所にスポーツの専門性が高い者がいるが、その者が指導できないか、そしてもしその者が部活動に立ち会っていれば顧問が立ち会っていなくてもいいのではないかと思っていた。ただ、これは確認してもらったところ顧問がついておく必要があるとのことだが、それは何で決まっているのか。

学校教育課長

中学校学習指導要領の中に「部活動は、学校教育の一環として」とあることから、教員が教育の一環として責任を持って行うこととされている。

ただ、平成29年3月に法律改正が行われ、予め身分や職責等を規則で定めた上で「部活動指導員」という者を置けば、顧問に代わり、実技指導や引率、事故対応等を行うことができるようになった。

市長

部活動指導員というのは、その指導員が色々な責任を負うということになるのか。

学校教育課長

そうなる。顧問が負うべき責任を、部活動指導員が負うことになる。

市長

指導員が色々な責任を負うのであれば、引き受けてくれる人がいない、人材確保が非常に難しい。

市職員に指導させることについてはどうか。

教育次長

市職員には職務専念義務があるので、非常に難しい。「職員はその勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とある。

市長

市職員ができないのであれば、他の方法を考えてほしい。

浅口市はやろうしていることを示し、変えていきたいと思っている。

市長

次第4 その他について 何かあるか。

構成員

特になし。

市長

事務局から何かあるか。

教育次長

特になし。

市長

平成29年度第1回浅口市総合教育会議の閉会を宣する。